

「証券取引サービス取扱規定」の改定

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条(規定の趣旨) 本規定は、お客様がインターネットを通じて、株式会社証券ジャパン(以下「当社」という。)が提供する金融商品取引及びそれに付随する業務サービス(以下「証券取引サービス」という。)を利用するうえで、必要な事項を定めるものです。</p> <p>第2条 } (現行どおり) 第10条 }</p> <p>第11条(注文の受付及び取消) (1) お客様は、支店番号、口座番号及び暗証番号が当社に登録されているものと一致した場合に限り、証券取引サービスを利用できます。 (2) お客様の証券取引サービスでの取引注文の受付は、<u>お客様が当該注文の内容の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点を持って受付とさせていただきます。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (3) } (現行どおり) (4) }</p> <p>第12条 } (現行どおり) 第13条 }</p> <p>第14条(取引内容等の確認) 当社とお客様との間で証券取引サービスにおける取引注文等の内容について疑義が生じた場合は、お客様が端末から入力したデータの記録内容をもとに処理させていただきます。</p> <p>第15条 } (現行どおり) 第28条 }</p> <p style="text-align: right;">以上 制定日平成21年4月1日</p>	<p>第1条(規定の趣旨) 本規定は、お客様がインターネット及びコールセンターを通じて、株式会社証券ジャパン(以下「当社」という。)が提供する金融商品取引及びそれに付随する業務サービス(以下「証券取引サービス」という。)を利用するうえで、必要な事項を定めるものです。</p> <p>第2条 } (省略) 第10条 }</p> <p>第11条(注文の受付及び取消) (1) お客様は、支店番号、口座番号及び暗証番号が当社に登録されているものと一致した場合に限り、証券取引サービスを利用できます。 (2) お客様の証券取引サービスでの取引注文の受付は、<u>次に定める時点を持って受付とさせていただきます。</u> <u>インターネットにおける取引注文は、お客様が当該注文の内容の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点</u> <u>コールセンターにおける取引注文は、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客様が特に異議を留めることなく当社が発注した時点</u> (3) } (省略) (4) }</p> <p>第12条 } (省略) 第13条 }</p> <p>第14条(取引内容等の確認) 当社とお客様との間で証券取引サービスにおける取引注文等の内容について疑義が生じた場合は、お客様が端末から入力したデータの記録内容(<u>コールセンター取引の場合は録音記録内容</u>)をもとに処理させていただきます。</p> <p>第15条 } (省略) 第28条 }</p> <p style="text-align: right;">以上 制定日平成20年9月1日</p>

以上